

ワールドウィング大阪新町 会員規約

(施設概要)

本施設は、1981年設立以来、数多くのプロスポーツ選手・オリンピック選手を輩出し、そのフォーム作り、動作改善、故障改善に従事してきた株式会社ワールドウィングエンタープライズ代表小山裕史が、そのベースとなる効果的理論として創始および研究した「初動負荷理論」に基づくトレーニング施設です。

本施設は、スポーツ選手の強化・コンディショニングだけでなく、一般の方々の健康づくりにも効果的な「初動負荷理論」を具現化したトレーニングマシーンを使用し、日常的なエクササイズを目的としたトレーニング施設です。従いまして、本施設は各種競技の動作改善（動作解析・動作指導・フォーム作り）を主たる業務とした施設ではありません。本施設では行っていない上記の動作改善を希望される方は、下記にお問い合わせください。

株式会社 ワールドウィングエンタープライズ 指導室

〒680-0843 鳥取県鳥取市南吉方 1-73-3

TEL 0857-27-4773 FAX 0857-29-8450

第1条（名称および所在地）

本施設の名称、所在地は以下のとおりとします。

名称 ワールドウィング大阪新町

所在地 大阪府大阪市西区新町四丁目4番2号 にこにこビル2階

第2条（運営）

本施設におけるトレーニングは、株式会社ワールドウィングエンタープライズの監修のもとに行い、本施設の運営管理は日本交通株式会社 健康事業部が行うものとします。

第3条（目的）

本施設は、入会された会員が施設でトレーニングを通して、心身の健康維持・増進および競技技能の向上等を図ると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

第4条（入会資格）

本施設に入会できる方は、原則として13歳（中学生）以上の方で本施設の設立運営趣旨に賛同し、本規約を承認した方とします。また、以下の事由がある場合など本施設の裁量により入会を認めない場合があります。

1. 本施設の円滑な運営を妨げる行為や、他者のトレーニングに支障をきたす等、本施設が不相当と認めた方の入会はお断りします。また、入会后これらの事象が判明した時点で退会を通告することができ、会員はそれに従わなければならないものとします。
2. 本施設に入会される方で、健康状態に異常もしくは支障のある方は、あらかじめ本施設に申し出なければなりません。医師からトレーニング等運動全般を禁止されている方、妊娠されている方は入会できません。また、疾患・障害の程度によって、入会をお断り、あるいは施設の利用方法等を制限させていただく場合があります。
3. 本施設または株式会社ワールドウィングエンタープライズが認める他の施設で、以前に除名もしくは規約違反による退会処理をされている方の入会は、原則としてお断りします。
4. 第8条各項のいずれかに該当する方は、入会をお断り、あるいは施設の利用方法等を制限させていただく場合があります。
5. 第1項の趣旨を徹底するためにスポーツジム、フィットネスクラブ等各種トレーニング施設において、トレー

ナー、インストラクターおよびトレーニング指導に従事している方の入会は、原則としてお断りします。また、これらの事象が判明した時点で、退会を通告することができ、会員はそれに従わなければならないものとします。

第5条（会員区分）

本施設の会員区分は、別紙の通りです。

第6条（入会手続き）

本施設に入会される方は、所定の入会手続きを行い、本施設の承認後、入会諸会費を納入していただきます。なお、入会者が未成年の場合は、入会申込書の同意書欄に親権者の署名捺印が必要です。この親権者は、第20条に定める遵守事項と本施設の免責に関する事項を含む、本規約のすべての条項に同意し、本規約に基づく責任を入会者本人との連帯主債務者として負担するものとします。

第7条（入会金）

- 1.入会金の支払いは、原則前払いとします。
- 2.会員は入会金を所定の方法で納入しなければなりません。入会金の有効期限は退会時までとし、一旦納入された入会金は理由の如何を問わず返却いたしません。
- 3.退会し、再度入会する場合にも原則として再度入会金の支払いが必要となります。尚、第15条に定める休会後に利用を再開するにあたっては、入会金の支払いは必要ありません。

第8条（利用の禁止）

本施設は、次の各号に該当する方の施設利用を禁止することができます。なお、その場合でも一旦納入された入会金および会費は返却いたしません。

1. A暴力団、B暴力団員、C暴力団準構成員、D暴力団関係企業、E総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他AからEまでに準ずる方
2. 麻薬・覚醒剤および脱法ドラッグなど国内で認可されていない薬物の服用経験のある方
3. 酒気を帯びた方
4. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患されている方
5. 刺青、タトゥーのある方で、本施設内（更衣室内を含む）において露出しないよう隠していない方
6. 外国人で正現在留資格を有していない方
7. 妊娠されている方
8. 機能障害のある方で介助が必要な方
9. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
10. 医師から運動を禁じられている方

第9条（除名）

本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、何らの通知及び催告なく、その会員を除名することができます。ただし、この場合でも本施設は事情により会員資格の一時停止にとどめることができます。

1. 納入すべき会費を3ヶ月以上滞納した場合。
2. 本施設の施設・設備を故意に破損した場合。
3. 本規約その他、本施設が定める規則に違反およびスタッフの指示に従わなかった場合。
4. 更衣室内での盗撮等、悪質な行為が発覚した場合。

5. 本施設の名誉・信頼を毀損した場合。
6. 他の会員とのトラブルを発生させるなど、本施設の秩序を乱した場合。
7. その他会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合。
8. 本施設内で施設利用者またはスタッフに対して営利を目的とした営業行為を行った場合。

第10条（会員資格の喪失）

会員は、退会・除名・死亡および失踪宣言を受けたとき、その資格を失うものとし、資格を失った場合、会員は、本規約に基づきいかなる権利も喪失するとともに、交付を受けた会員証を本施設に返還しなければなりません。

第11条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、その会員資格を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとし、

第12条（会員証もしくは利用者カード（以下、「会員証」という））

本施設は、会員に対して会員証を交付します。会員は本施設利用時に会員証を受付に提示しなければなりません。また、会員証を紛失・破損された場合は、再発行料 1,000 円（税別）をお支払いいただき、再発行いたします。

第13条（会費等の支払い）

1. 月会費等の支払種別は以下の三種類といたします。尚、月会費とは、毎月1日～末日分の会費を指します。
 - ①毎月払い
 - ②半年一括払い
 - ③1年一括払い
2. 月会費等の支払いは、原則前払いとします。会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類・金額・支払い期限および支払方法は本施設が定めるものとし、
3. 一旦納入された会費は原則として返金いたしません。
4. 月会費は、会員が会員資格を有する限り、現実に本施設を利用されない場合も支払い義務を有します。なお、第15条に定められた手続きを行った場合にはこの限りではありません。また、月途中入会の場合は、入会月の月会費のみ日割り計算とします。
5. 支払種別①から、②もしくは③に変更する場合は、各月10日（10日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の支払種別変更届を提出することで、翌月分以降の会費より支払種別を変更することができます。支払種別②もしくは③から、他の支払種別に変更する場合は、既納入期間満了月の10日（10日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の支払種別変更届を提出することで、既納入期間満了月の翌月分の会費より支払種別を変更することができます。期日までに支払種別変更届の提出がなかった場合には、支払種別は自動更新となり、従前の支払種別による支払い義務が生じます。
尚、②と③の支払種別を、既納入期間の途中において変更することはできないものとし、

第14条（ビジター利用）

会員は、株式会社ワールドウィングエンタープライズが認める他の施設を利用する場合、所定の料金をお支払いいただくことにより利用することができます。利用の際は、会員証の提示が必要になります。尚、休会中の方、退会された方はビジター利用ができません。

第15条（休会）

1. 会員は疾病・長期出張等の事由により、一定期間本施設に通うことが困難となった場合、休会を希望される月の前月 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の休会届を提出し、承認を受けることにより休会することができます。
2. 休会期間は原則として最長 1 年間とし、休会期間中は毎月 1,000 円（税別）を指定口座より引き落としさせていただきます。
3. 会費等の支払種別が[半年一括払い][1 年一括払い]の場合、休会制度はご利用できません。
4. 休会理由が妊娠によるものである場合、休会届の提出があった日が属する月の通常会費は発生いたしますが、翌月より最大 1 年間、無料での特別休会を認めます。
5. 休会期間満了により自動的にご利用再開となり、休会期間満了月の 27 日に通常会費が引き落としとなります。なお、休会期間満了前に本施設の利用を再開したい場合は、本施設にその旨を伝え、承認を受けることにより再開することができます。この場合、再開した日が属する月から通常会費が発生するものとし、日割り計算はいたしません。
6. 休会期間を延長する場合は、休会期間満了月の 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の休会届を再度提出し、承認を受けることにより休会期間を延長することができます。

第 16 条（退会）

会員は、退会を希望される月の 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに本施設へ所定の退会届を提出することにより、その月末で退会することができます。10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）を過ぎた場合は翌月末の退会となります。尚、退会手続き（退会届の提出）を完了されていない場合、会費支払い義務が生じます。

第 17 条（返金）

1. 第 13 条 3 号の規定にかかわらず、次の①②に該当する場合は、納入された会費を会員に一部返金いたします。

①入会日から 7 営業日以内（入会日を含む）に本施設へ所定の退会届を提出した場合、入会金の返金は致しませんが、既納会費については事務手数料 1,000 円（税別）を差し引いたうえで返金いたします。尚、この場合は、退会届の提出時点で会員資格を失うものとします。

②会費の支払種別が半年一括払い・1 年一括払いの会員が期間途中退会をした場合は、既納会費の残月数分相当額より、中途解約手数料と事務手数料 1,000 円（税別）を差し引いた金額を返金いたします。

中途解約手数料は、退会時期に拘わらず、年払い・半年払い時に適用された割引総額（消費税額を含む）と同額となります。尚、返金額の計算結果が 0 円以下の場合、返金額は 0 円となり、会員に中途解約手数料・事務手数料の支払いは求めません。

半年一括払い：既納会費 ÷ 6 × 退会時の残月数 - （中途解約手数料 + 事務手数料 + 振込手数料）

1 年一括払い：既納会費 ÷ 12 × 退会時の残月数 - （中途解約手数料 + 事務手数料 + 振込手数料）

2. 入会金割引を適用し、かつ入会日から 2 ヶ月未満で退会する会員に対し、納入された会費を一部返金する場合は、早期解約手数料を、さらに差し引いた上で返金いたします。早期解約手数料は、適用された入会金割引額（消費税額を含む）の 50% となります。

3. 返金は銀行振込によって行い、振込手数料は会員負担となります。

第 18 条（休館日）

本施設は、別紙に表記する日を定休日とします。定休日のほか、夏期と年末年始に休館日を設けます。また、施設の補修整備・その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。なお、休館に関するお知らせは原則として 1 週間前までに館内およびホームページに掲示します。但し、安全管理上、緊急工事が必要な場合は、あらかじめ掲示することなく休館することがあります。

第 19 条（施設の廃止・利用制限）

本施設は、次の事由により一時的に閉鎖することがあります。なお、この場合会員に対する補償はいたしません。但し、連続して 10 日以上閉鎖した場合には、当該期間に相応する会費の減額をいたします。

1. 台風・地震その他の自然災害・火災・近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事・点検等の実施のとき。
3. 感染症の拡大防止などのため、行政から営業自粛等の求めがあったとき。

第 20 条（会員の遵守事項）

会員は、次の事項について遵守・責任を負うものとします。

1. 会員はスタッフの指示に従い、トレーニングを含む施設利用を行う事とします。
2. 本施設は禁煙となります。（加熱式タバコ・電子タバコも含め、使用できません）
3. 会員は、常に健康管理に留意し、急性疾病等の事故について自己責任において対処するものとします。
4. 施設内における傷害は、本施設の責めに帰すべき事由がない限り、本施設は責任を負いません。
5. 会員は、更衣室ロッカー・契約ロッカーを含む施設内において、個人所有物は自己責任において管理するものとします。個人所有物の紛失、損害等のトラブルについては自己責任において対処するものとします。
6. 会員同士の本施設内外での事故やトラブルについて、本施設は責任を負いません。
7. 会員は、本施設の什器・備品を故意または過失により毀損・紛失した場合は、修理・復旧に関わる費用の一切を本人、またはその親権者が負担するものとします。

尚、ロッカーキーを紛失された場合は、鍵交換費用として 4,000 円（税別）をお支払いいただきます。

8. 会員は、本施設内にあるシャワー等を利用する場合には、それに伴う備品等を各自で用意するものとします。
9. 会員は、トレーニングに適した服装を各自で用意し、トレーニング中に着用することとします。また、トレーニング中は室内履き専用のシューズを着用することとします。なお、マシーンに傷を付ける恐れがあるアクセサリおよび金属の装飾を施したウェア等の着用を禁止します。
10. 会員は、トレーニングを含め本施設に関する情報を、許可無く公の媒体に掲載してはいけません。また、許可無く施設内およびマシーンを撮影することはできません。

第 21 条（届出事項）

会員は、次の事項に届出の義務を負うものとします。

1. 会員は、住所・連絡先等、入会申込書記入事項に変更があった場合、速やかに本施設所定の用紙を提出するものとします。また、支払名義人同意書を提出している場合は、その記入事項に変更があった際も、速やかに本施設所定の用紙を提出するものとします。
2. 会員は、会員区分の変更が必要な場合、各月 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の会員区分変更届を提出することにより、翌月から会員区分を変更することができます。ただし、会費等の支払種別が[半年一括払い][1 年一括払い]の場合は、既納入期間満了月の 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに本施設所定の会員区分変更届を提出することにより、既納入期間満了月の翌月から会員区分が変更できるものとします。
3. 学生会員は、在籍校の卒業見込日を届け出なければなりません。届け出た卒業見込日とは異なる日に、在籍校を卒業もしくは中途退学、あるいは転校することが判明した場合は、本施設所定の用紙を提出するものとします。
4. 学生会員が、会員区分変更届の提出が無いままご利用を続けた場合、変更が発生した時点まで遡り、未清算額を請求させていただきます。なお、学生会員の資格は卒業月あるいは中途退学月の末日まで有効とします。

第 22 条（諸費用の改定）

本施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。

第 23 条（細則）

本規約に定めのない事項および業務遂行上必要な細則は、本施設が定めるものとします。

第 24 条（改定）

本規約の改定および変更は、本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に適用されるものとします。

第 25 条（附則）

本規約は、2020 年 10 月 16 日より施行します。